

<参考>様式第2号

平成29年10月31日

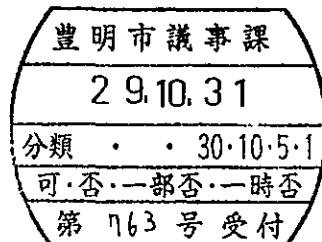
豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書

議員名 宮本 英彦

平成29年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成29年10月11日 (水)	松本市	・食品ロス削減の取組みについて
～ 10月13日(金)	小諸市	・子どもの体力・運動能力向上と発達を高める運動遊び事業について
	前橋市	・滞納整理について
	高崎市	・子ども発達支援センターについて ・介護SOSサービスについて
		詳細な行政視察報告書は別紙添付



(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

平成 29 年 10 月 31 日

平成 29 年度 会派「新風とよあけ」行政視察報告書

- ・日 時 平成 29 年 10 月 11 日（水） 10 時 30 分～12 時 00 分
- ・視 察 先 長野県松本市
- ・視察テーマ 食品ロス削減の取り組みについて（環境部環境政策課長三沢氏・課長補佐百瀬氏）
- ・視察内容
 - ① 平成 21 年度、増え続けるゴミ対策としてゴミの有料化を議論した。その際、「ゴミの有料化を議論する前に、まずは行政としてゴミを減らす努力をすべきではないか、ゴミを削減すべき事業を展開すべきではないか」との議論がきっかけとなった。
 - ② 平成 23 年 5 月から「おそとで 残さず食べよう！30・10運動」（飲食店での食べ残しを減らす取り組み）を始めた。
 - ③ この「30・10」は市の職員が思いつき、現在の菅谷市長が提唱した。広報活動としてポケットティッシュ、コースター、ポスター、折り込みチラシなどの啓発グッズ、市職員作詞作曲の応援ソング等を展開している。
 - ④ その他、園児を対象にした環境教育、紙類常設型回収場所設置、小型家電再資源化事業、不用食器リサイクル事業、剪定枝等資源化事業、松本キッズ・リユースひろば事業（子ども用品を必要な人へ配布）、ECOオフィス松本認定事業、小学校環境教育事業、残さず食べよう！推進店・事業所認定制度（現在 110 飲食店・60 事業所の合計 170 が参加）を取り組んでいる。
 - ⑤ 平成 26 年度からは「おうちで 残さず食べよう！30・10運動」を展開している。
 - ⑥ 一般家庭における生ゴミは平成 25 年と 28 年対比で 26.0% 減少、一般市民の食品ロスに対する認知度は 27.3% から 75.9% と増加、30・10運動も知らなかつた割合は 79.3% から 49.6% へと減少した。一般家庭における食べ残し、賞味期限切れ・消費期限切れによる廃棄等の食品ロスの割合は 30.1% であった。
 - ⑦ 第一回食品ロス削減全国大会が平成 29 年 10 月 30 日・31 日と松本市で開催、豊明市も参加する。
- ・視察を終えて
本市も生ゴミ堆肥化による循環事業を中止したこと、東部知多クリーンセンター新焼却炉の建設等により生ゴミ処分費用が大幅増加にならざるを得ないことから、「ゴミ減量化施策」の実行が喫緊の課題と認識します。当局も松本市に施策を視察され、早期にまずは、「30・10運動」を議会と一体となって取り組みを提案します。
- ・日 時 平成 29 年 10 月 12 日（木） 9 時 30 分～11 時 00 分
- ・視 察 先 長野県小諸市
- ・視察テーマ 子どもの体力・運動能力の向上と発達を高める「運動遊び事業」について（小

諸市教育委員会子ども育成課こども育成係事業主任 井部氏)

・視察内容

- ①遊び感覚で運動する運動遊び（柳沢運動プログラム）を平成24年に導入し5年目を迎えた。
- ②導入の背景として、教育委員会や事務局の話の中で、学校が抱える諸問題（荒れる子どもによる学級崩壊、切れる子ども、肥満・高脂血症などの生活習慣病の増加）を何とか解決する手立てはないか・・などを議論する中で、「運動遊び」が色々な効果があること、小諸市周辺に運動遊びの指導者がいること、このプログラムは既に兵庫県豊岡市や長野県箕輪町で導入されており、子どもへの効果が確認されていること、現場からの熱望があったことなどから導入した。
- ③事業化するにあたり保健福祉部厚生課の所管であった保育所事務を教育委員会内に子ども育成課を新設し移管した。教育委員会が保育所事務から幼児教育まで一手に担うことに組織変更した。
- ④運動遊びは「NPO法人運動保育士会」の4名の運動保育士が全保育園を巡回し指導している。小学校は3校を巡回（小学校はカリキュラムがきついため一部にとどまっている）し、指導している。
- ⑤現場の成果の声として、物事に積極的になってきた。コミュニケーションが取れるようになってきた。全国体力テストの成績が良くなかった。県大会のスポーツで優勝した子どもが多くなった。しかし、成果・効果の検証を行うことはまだ難しい。導入済みの他市町村の検証方法を参考にしながら効果検証したい。
- ⑥事業費は平成29年度661万円（特定非営利活動法人 運動保育士会（茨木市つくば市）へ委託）

・視察を終えて

- ①運動遊びは、松本短期大学 柳澤名誉教授が編み出した身体を支える力、ジャンプする力、ぶら下がる力を、遊びながら付けることにより、動ける体を使ってたくさん遊び、コミュニケーションを増やすことで心と体が健やかに成長することを目的としたプログラム。
- ②実際に園児（3歳児程度）の現場を視察した。園児たちは跳び箱と鉄棒を楽しそうに取り組んでいた。遊び感覚で運動機能と体力とコミュニケーション力をつけることにより、集中力も醸成されることから、幼児・児童から小学校まで一貫した取り組みは、いじめ問題解消の一助になると思った。
- ③なお、この事業を取り組むにあたって保育園の所管を教育委員会へ移管（縦割り組織から水平組織）し教育委員会が幼児教育までを一手に担うこととした決断を評価したい。

- ・日 時 平成29年10月12日（木） 14時30分～16時00分
- ・視 察 先 群馬県前橋市
- ・視察テーマ 滞納整理について（財務部収納課副参事兼財務企画室長川田氏・収納課長狩

野氏その他税財務企画室主事・主任、収納第四係長)

・視察内容

- ① 市税徴収事務の目的は市税を自らの手で徴収し、自主財源を確保することであり、自主財源を確保するためには、公平・厳正な滞納整理と適正で効率的な収納管理事務が不可欠としている。
- ② 滞納整理を強化するようになったきっかけは平成 16 年度に滞納繰越額が 100 億円を超える、収納率が市税で 88.7 %まで落ちたことによる危機感であった。当時の収納課は専門性が無く責任の所在が明らかでなかった。特に役職者が管理職としての役割を果たしていなかった。職員も勉強不足であった。財産調査が行われていなかったため、納税者のいいなりで 1,000 円の分納が行われていた。差し押さえもトラブルに陥る可能性があることで最終手段という意識であった。又、この時期の滞納徴収は臨戸訪問や納税督促業務が中心で、財産調査や滞納処分はほとんど行われなかつた。
- ③ このような収納率低下に危機感を持った当時の徴収担当職員が財産調査・滞納処分の必要性を喚起し業務の改善を図った。滞納整理の中心は訪問徴収から財産調査と財産調査に基づいた差し押さえ処分へとシフトさせた。
- ④ 具体的には滞納整理の体制や方針を見直し、現年班の編成などグループ担当制を導入し組織全体で収納率の向上と業務改善に取り組んだ。この結果、平成 22 年度には現年収納率は 98.9 %と上昇した。
- ⑤ また、財産調査を徹底したことにより、「とる」か「おとす」かの見極めができるようになつた。財産がなく資力の回復が見込めない案件は積極的に滞納処分の停止を行つた。
- ⑥ 滞納整理の強化には滞納整理の業務マニュアルの作成は不可欠である。また、人材育成の観点から OJT (職場内研修) も重要である。
- ⑦ 滞納整理には、現年度分滞納整理の強化が必要である。このことにより長期の滞納や滞納の累積による高額滞納を防ぐ効果があつた。長期や高額になればなるほど徴収しにくくなるため、早期に滞納整理に着手し、納期内納税者に戻すことが重要である。

・視察を終えて

- ① 本市は、28 年度市税の滞納繰越調停額 3 億 9400 万円・現年度調定額 104 億 7900 万円、市税の滞納調停割合 3.6%。国保税の滞納繰越調停額 5 億 1200 万円・現年度調定額 14 億 7400 万円、国保税の滞納調停割合 25.7% であります。
- ② 前橋市は、28 年度市税の滞納繰越調定額 8 億 9400 万円・現年度調定額 524 億 1700 万円、市税の滞納調停割合 1.68%。国保税の滞納繰越調停額 12 億 5400 万円、現年度調定額 83 億 7800 万円、国保税の滞納調停割合 1.3% であります。
- ③ 本市と前橋市の滞納調停割合を比較すると市税で約 2.2 倍、国保税で約 20 倍の滞納繰越額である。とりわけ本市の国保税は数値を見た限りでは全く滞納整理されていないと言っても過言ではない。
- ④ 前橋市の滞納整理の特徴は、ア：早ければ早いほど納める能力はまだあるとの認識

に立ち4ヶ月を過ぎたものは直ちに財産を差し押さえ、処分している。その前提として財産調査を徹底していたこと。イ：財産調査の結果に基づき各滞納者単位で具体的な対応をしており、財産がなく納付能力がないと判断した場合は執行停止をかけ処分していたこと。ウ：徴収組織はグループ制としていたこと。エ：口座振替納付、コンビニ納付、ペイジー納付、クレジット納付などの納税環境を拡大し、単に取り立てを強化するだけではなく、納税者の利便性向上にも努力していたことなど、滞納整理に向けた総合的な取り組みを評価したい。

- ⑤ 滞納整理に関する研修は、特に新任徴税史員の職員は勿論であるが、他部署の職員も含め徹底して開催されていることも滞納額減少に大きく寄与していた。又、滞納整理システムのソフトを導入、カスタマイズにより前橋バージョンで稼動、滞納整理管理に大きく寄与していた。
- ⑥ 徴税史員は財産調査権・財産検査権・財産処分権を有しており法に基づき適正・公平に肅々と徴収事務を行うべきである、公平性の観点から取れるものは取るが、取れないものは執行停止、不納処分している、公平性の確保が第一であるとの言葉が印象的であった。
- ⑦ 本市は「回収と放棄の両方に軸足を置く」が基本的な考え方であることから、滞納整理が増加することはあっても大きく減少することは困難と思う。市民に「優しい豊明市」は評価できるが、税をまじめに払っている市民から見れば「甘い豊明市」と言わざるを得ない。前橋市への視察を要請します。

- ・日 時 平成29年10月13日（金） 10時00分～11時30分
- ・視察先 群馬県高崎市
- ・視察テーマ 子ども発達支援センターについて（こども発達支援センター 笠原所長）
- ・視察内容
 - ① 子どもに係る部署がそれぞれの方法で子どもの支援を行っていたが、部署ごとの対応であるため一貫した支援ではなかった。市として総合的、効果的な支援が必要であると考え、平成18年度、自立支援協議会の発達障害支援部会で検討を始め、その後、関係部署や関係機関、専門家によるプロジェクトチーム等で検討を重ね、平成23年4月1日に、市役所4階の会議室（教育センター相談室を借用）に「高崎市こども発達支援センター」を開設した。平成24年度に市役所17階へ移設した。
 - ② センターの目的は、発達障害及び発達に特性や不安のある子どもとその保護者や関係機関を総合的にサポートし、0歳から中学卒業まで一貫した支援を行うことである。市直営であり、市庁舎内にあるため、関係部署特に教育委員会との連携が必要であり連絡調整がやりやすい。
 - ③ 保健センターと連携し、乳児期から関わりを持つ等、乳児及び保護者へ早期支援を行っている。
 - ④ 保育所、幼稚園にコーディネーターを置き、研修や巡回相談により、保育士、幼稚園教諭の全体的なスキルがあがっている。教育委員会の所管であるため学校との連

携も取りやすくなり、学校訪問や支援会議などが増加している。

- ⑤ 今後の課題として中学校卒業後の支援体制、センター職員体制の充実（専門職員の増員や定着）などがある。
- ⑥ 相談は、心理士、教諭、保健師、保育士、言語聴覚士、作業療法士、看護師で常時行っている。専門医による相談は月4回開催している。
- ⑦ 23年度の職員は22名、29年度は30名体制である。
- ⑧ 相談件数は、

23年度の電話相談 1,258件、個別来所相談 1,073件

28年度 " 2,900件、 " 3,327件

・視察を終えて

- ① 2005年、「発達障害者支援法」が施行。2016年改正され乳幼児期から高齢者まで切れ目のない支援をする、教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携する、支援センターを増設するなどが盛り込まれた。
- ② 高崎市は平成18年度（2006年度）発達障害者支援法の施行を受け、5年間の協議・検討を経て平成23年度（2011年度）センターを開設、6年経過した。その間、2,331件の相談件数は3倍の6,227件となり、大きな成果を上げていた。
- ③ 本市においては28年度事業として、発達障がい児等とその保護者向けに、児童の行動特性に適した支援方法を共有できる冊子「サポートブック」を作成しており、発達障がい児とその保護者に対する支援事業は少なからずは実践されていますが、発達障がいの子ども達が増加していることから、又、子ども・子育て・教育に対する若い世代の多様なニーズを踏まえれば、発達障がい児と保護者に対する総合的な事業の取り組みを要望します。

・視察テーマ 介護SOSサービスについて（福祉部長寿社会課 下田主事・橋爪係長）

・視察内容

- ① 平成28年度4月より、高齢者の在宅看護の支援として、家族や介護者の介護負担軽減と、介護が原因による離職防止を目的に、介護SOSサービスを実施した。
- ② 具体的には、介護や見守りを必要としている高齢者の家族や高齢者世帯が、介護の手配が必要になった時に、プロのヘルパーが即時訪問し、介護サービスを提供する「訪問サービス」と、家族・介護者が、介護できなくなった場合に、宿泊サービスを提供する「宿泊サービス」を実施した。介護SOSサービスを利用できる人は、高崎市内に在住し、住民登録のある65歳以上の方である。
- ③ 訪問サービスで提供するサービスは、介護保険と同等のサービスであるが、特徴的なのは市が定めるサービスも対象となる。利用料金は1時間当たり250円。原則1ヶ月5回まで。ヘルパーさんは昼も夜も3名が待機。緊急性のない状況、本人への支援ではない行為、医療や看護行為、介護専門職の対応を必要としない行為は対象外。28年度の実績は531人（内、介護認定無しの方179名）であった。

- ④ 宿泊サービスで提供するサービスは、宿泊・食事・入浴・送迎。利用料金は1泊2食付2,000円。送迎付き3,000円。利用は原則1ヶ月3回まで。1回の利用は2連泊まで。ただし、利用できるのは、認知症状がなく自分で身の回りのことができる人。28年度の実績は44名（内、介護認定なしの方11名）であった。
- ⑤ 大手の福祉サービス事業者への委託事業。29年度予算、訪問サービスへの補助金約5,400万円。宿泊サービスへの補助金約1,200万円、合計約6,600万円。

・視察を終えて

- ① 高崎市は介護保険制度に基づく地域包括支援センターも中学校区を基準とする26カ所に設置されており、全て民間へ委託、民間活力を柔軟に利用していたが、介護保険事業は法令で細かく規定されており、使い勝手が悪いとのことで、高崎市独自の「介護SOSサービス」を実施したことであった。
- ② 親の介護に必要な年代は働き盛りの40歳代から50歳代。介護のために離職すれば企業活動にとって大きなマイナスになる。急な残業や出張でも使えるのが「介護SOS」サービス。高齢者を支えるだけではなく、働く世代が活躍できる環境づくりを進める役割も担っているとのことであった。
- ③ しかし、このサービスは市内の大手民間事業者の3社が支えており、年間予算は6,600万円、利用者は訪問・宿泊をあわせ330人であることから、高崎市だから実現できたサービスであった。

以上